



重要事項説明書

この書面は、「アクサダイレクト総合自動車保険」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。なお、保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットされる場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項をいいます。

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をいいます。

ご契約の内容は、普通保険約款および特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」または当社ホームページ(<https://www.axa-direct.co.jp/>)をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

 このマークが記載されている項目は、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」に詳細を記載しています。

用語のご説明

この重要事項説明書にて使用している主な用語のご説明は以下のとおりです。

用語	説明
キ 記名被保険者	ご契約のお車を主に運転される方(法人の場合は、その法人)で、保険証券 ^(注) (または保険契約継続証)に記載された被保険者をいいます。
ケ 原動機付自転車	道路運送車両法で定める「原動機付自転車(原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車や原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下の三輪以上の車両など)」をいいます。
コ ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
ご契約のお車	保険契約をご契約になる自動車(保険の対象となる自動車)であって、保険契約者の指定に基づき保険証券 ^(注) (または保険契約継続証)の「ご契約の自動車」欄に登録番号などが記載されている自動車をいいます。
シ 自家用8車種	次の①から⑧の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用普通貨物車(最大積載量0.5t超2t以下) ⑤自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下) ⑥自家用小型貨物車 ⑦自家用軽四輪貨物車 ⑧特種用途自動車(キャンピング車)
「車対車+A」車両保険	「車対車+A特約」をセットした車両保険をいいます。
車対車+A特約	「自動車相互間衝突危険「車両損害」補償(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)」をいいます。
車対車免ゼロ特約	「車両保険の免責金額に関する特約」をいいます。車両保険の1回目の事故で、相手が確認できる他のお車との衝突・接触事故の場合は、免責金額が0円になります。
人身傷害搭乗中のみ補償特約	「人身傷害補償に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約」をいいます。
人身傷害補償特約(搭乗中のみ補償)	「人身傷害搭乗中のみ補償特約」をセットした人身傷害補償特約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
ニ 二輪・原付	自家用二輪自動車および原動機付自転車をいいます。
ノ ノンフリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険をご契約されている合計台数が9台以下の保険契約者が締結するご契約をいいます。
ハ 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ヒ 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
フ ファミリーバイク特約	「原動機付自転車に関する「賠償損害」補償特約」をいいます。
ホ 保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約のお申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ミ 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
ヨ 用途車種	ナンバープレート上の分類番号や色などに基づき、当社が定めた自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。なお、ダンプ装置がある場合などは、車検証などの記載内容と同一であるとは限りません。

(注)「保険証券等の不発行に関する特約」をセットされている場合は、当社ホームページ上のお客さま専用ページの契約内容確認画面に読み替え願います。

 このマークが記載されている項目は、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」に詳細を記載しています。

(2024年3月版)

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み 契約概要

「アクサダイレクト総合自動車保険」の「基本となる補償」や「主な特約」は次のとおりです。

	基本となる補償 (注1)	主な特約	自家用8車種		二輪・原付
			記名被保険者が 個人	記名被保険者が 法人	
相手への賠償	対人賠償保険 	●ご契約条件によって自動的にセットされる主な特約(自動セット特約) → ◎ ●ご契約条件によってセットすることができる主な特約(任意セット特約) → ○ ●セットできない特約 → ×			
	対物賠償保険 		●対物全損時修理差額費用補償特約	○	○
おケガの補償	自損事故保険(注2) 	●無保険車傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約	×	◎	×
	無保険車傷害保険	●搭乗者傷害保険の医療保険金定額払特約(1万円・10万円)(注5)	×	×	◎
	搭乗者傷害保険(注3)	●アクサ安心プラス(注6)	○	×	×
	人身傷害補償特約(注2)(注3)	●人身傷害搭乗中のみ補償特約(注7)	○	◎	○
お車などの補償	車両保険(注4) 	●車両全損時臨時費用補償特約(5%) ●車両価額協定保険特約	◎	◎	×
	身の回り品保険	●車両新価特約 ●車対車+A特約 ●車対車免ゼロ特約(注8) ●車両保険支払条件変更特約(定率免責用)(注9) ●地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約 ●レンタカー費用補償特約 ●鍵交換費用補償特約	○	○	×
その他の補償 		●他車運転危険補償特約	◎	×	×
		●臨時代替自動車補償特約	×	◎	×
		●被害者救済費用補償特約	◎	◎	◎
		●ファミリーバイク特約	○	×	×
		●弁護士費用等補償特約	○	×	○
		●弁護士費用等補償特約(自動車事故)	×	○	×
		●日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)(注10)	○	×	×
		●EV充電設備補償特約	○	○	×

(注1) 基本となる補償のうち、対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故保険および無保険車傷害保険は、すべてのご契約に自動セットされます。

(注2) 人身傷害補償特約をセットする場合は、自損事故保険は適用されず、人身傷害補償特約で補償します。

(注3) 搭乗者傷害保険および人身傷害補償特約は、必ずどちらかをセットしてください。なお、両方セットすることも可能です。

(注4) 当社が定める一部の車両および二輪・原付の場合には、車両保険をセットできません。

(注5) 搭乗者傷害保険のセットが条件となります。

(注6) アクサ安心プラスは複数の特約からなるパッケージです。搭乗者傷害保険をご契約の場合に、以下3つのプランからお客さまのニーズに合わせてセットすることができます。

なお、ファミリープラスおよびレディースプラスはプラン名称であり、それぞれご家族のみ、女性のみを対象とするものではありません。また、複数のプランをお選びいただいた場合には、重複する特約はセットされません。この場合、保険料を調整します。(お支払いする保険金の額は増額されません。)各特約の概要などは、ご契約のしおりをご参照ください。

特約	プラン	ファミリープラス	レディースプラス	ペットプラス
搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払特約		○	○	×
搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約		○	×	×
搭乗者傷害保険の家事労働費用補償特約		○	×	×
ペット搭乗中補償特約		×	×	○
形成手術費用補償特約		○	○	×
日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)		○	○	○
携行品損害補償特約		×	○	×

(注7) 人身傷害補償特約のセットが条件となります。

(注8) 車両保険の1回目の免責金額が5万円のご契約にセットすることができます。

(注9) 車対車+A特約をご契約の場合にセットすることができます。

(注10) 「日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)」と「アクサ安心プラス」を同時にセットすることはできません。

(2)基本となる補償および補償される運転者の範囲など

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報 📖 2 契約締結前におけるご確認事項(2)基本補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。また、下記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。詳しくは「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」をご参照ください。

	基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手の賠償	対人賠償保険	ご契約のお車の事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険などの補償額を超える部分に対し、保険金 ^(注) をお支払いします。 (注) 被害者1名につき保険金額は「無制限」となります。	●ご契約のお車を運転中の方またはその父母・配偶者・お子さまなどの生命または身体が害されたことにより、被保険者が被った損害 など
	対物賠償保険	ご契約のお車の事故により、他人のお車や建物など他人の財物に損害を与えた場合や、ご契約のお車が線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合で、法律上の損害賠償責任を負担するときに、保険金 ^(注) をお支払いします。 (注) 1回の事故につき原則として保険金額を限度とします。	●ご契約のお車を運転中の方またはその父母・配偶者・お子さまなどの所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が被った損害 など
おケガの補償	自損事故保険	自損事故(電柱への衝突や転落事故など)により、ご契約のお車の保有者・運転者または乗車中の方が死傷され、自賠責保険などの保険金が支払われない場合に、所定の保険金をお支払いします。 人身傷害補償特約がセットされている場合、自損事故保険は適用されず、人身傷害補償特約で補償します。	
	無保険車傷害保険	自動車事故により、補償の対象となる方が死亡、または後遺障害を被り、相手方のお車が不明、無保険車 ^(注1) であるなどの理由から十分な補償を受けられない場合に、保険金 ^(注2) をお支払いします。 なお、記名被保険者が法人の場合は、「無保険車傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約」がセットされ、ご契約のお車に搭乗中の事故に限り、保険金 ^(注2) をお支払いします。 (注1) 対人賠償保険が契約されていないお車をいいます。 (注2) 被保険者1名につき2億円を限度とします。 人身傷害補償特約がセットされている場合、人身傷害補償特約の保険金の額が、無保険車傷害保険による保険金の額および自賠責保険などによる保険金の額の合計額を下回るときに、無保険車傷害保険金をお支払いします。	●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害 ●次のいずれかに該当する場合にその本人に生じた損害または傷害 a. 無免許運転 b. 麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転 c. 酒気を帯びた状態での運転 ●被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失によって生じた損害または傷害 など
	搭乗者傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷した場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金などをお支払いします。なお、医療保険金の支払額は自家用8車種と二輪・原付とで異なります。詳しくはP.9「重要事項説明書の補足事項(2)」をご参照ください。	
	人身傷害補償特約	自動車事故により、補償の対象となる方が死傷したことにより被った損害について、過失割合に関係なく保険金 ^(注) をお支払いします。 なお、記名被保険者が法人の場合は、「人身傷害搭乗中のみ補償特約」がセットされ、ご契約のお車に搭乗中の事故に限り、保険金 ^(注) をお支払いします。 (注) 被保険者1名につき保険金額を限度とします。	
	車両保険	衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費など)から免責金額を差し引いた額について、車両保険金 ^(注) をお支払いします。なお、全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。 (注) 1回の事故につき原則として保険金額を限度とします。	●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害 ●ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害 ●ご契約のお車から取り外された部分品・付属品に生じた損害 ●タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。) ●法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ●次のいずれかに該当する場合に生じた損害 a. 無免許運転 b. 麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転 c. 酒気を帯びた状態での運転 など
お車などの補償	身の回り品保険	「車両保険金」が支払われる場合で、同一の事由によりご契約のお車に積載している身の回り品 ^(注1) に損害が生じたときに、損害額(修理費など)について、身の回り品保険金 ^(注2) をお支払いします。 (注1) 個人が所有する日常用の動産をいい、事業用動産などは含みません。 (注2) 1回の事故につき10万円を限度とします。	

【全補償項目共通：保険金をお支払いしない主な場合】

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- ご契約のお車を競技・曲技のためなどに使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害
- ご契約のお車に危険物を業務(家事を除きます。)として積載すること、または危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することによって生じた損害 など

②免責金額 注意喚起情報

車両保険には、免責金額(自己負担額)があり、下表の設定方式および免責金額の組み合わせからお選びいただけます。なお、ご契約条件によっては設定できない組み合わせもありますのでご了承ください。

設定方式	a. 増額方式		b. 定額方式	c. 定率方式 ^(注1)
	1回目の事故	2回目以降の事故		
免責金額	0万円	10万円	10万円	30% ^(注2)
	5万円	10万円		
	7万円	10万円		

- (注1)**「車両保険支払条件変更特約(定率免責用)」がセットされます。
(注2)車両保険の損害額に免責割合30%を乗じた額が免責金額となります。

③主な特約の概要 契約概要 📖 2 契約締結前におけるご確認事項(2)基本補償、(3)特約

主な特約の概要は次のとおりです。以下に記載のない特約の概要および詳細につきましては、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり／普通保険約款・特約」をご参照ください。

A.「対物全損時修理差額費用補償特約」

対物事故における相手のお車の修理費が時価額を上回り、その差額を被保険者が負担した場合に、差額分に過失割合を乗じた額を50万円を限度にお支払いする特約です。ただし、相手自動車が6か月以内に修理されなかった場合は保険金をお支払いしません。

イ.「人身傷害搭乗中のみ補償特約」

人身傷害補償特約のお支払対象となる事故の範囲を「ご契約のお車に搭乗中の事故」に限定する特約です。

<人身傷害補償のご契約タイプと補償範囲>

ご契約タイプ	主な対象事故		ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車 ^(注) に搭乗中の事故	歩行中や自転車に乗っているときのお車との事故
	被保険者				
人身傷害補償特約	記名被保険者・ご家族		○	○	○
	上記以外の方		○	×	×
人身傷害補償特約 (搭乗中のみ補償)	記名被保険者・ご家族		○	×	×
	上記以外の方		○	×	×

(注) 記名被保険者やご家族が所有または主に使用するお車や二輪・原付(ご契約のお車と同一の「用途車種」の場合を除きます。)など対象とならないお車があります。

ウ.「車対車+A特約」

車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。

<車両保険のご契約タイプと補償範囲>

ご契約タイプ	主な対象事故					
	お車 ^(注1) 同士の衝突・接触	火災・爆発、盗難、台風・洪水・高潮	落書・いたずら、物の飛来・落下、窓ガラスの破損	自転車との衝突・接触	電柱などに衝突、あて逃げ、墜落・転覆	地震・噴火、これらによる津波
一般車両保険	○	○	○	○	○	×
「車対車+A」車両保険	○ ^(注2)	○	○	×	×	×

(注1) 二輪・原付を含みます。

(注2) 相手のお車とその運転者または所有者が確認できた場合に限り。また、ご契約のお車と所有者が同一のお車との事故は対象となりません。

(注3) これらのリスクに備えて、「地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約」をセットできます。

エ.「地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約」

地震、噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じ、全損^(注1)となった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、50万円^(注2)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金^(注3)としてお支払いします。大規模地震が発生した場合など、お引き受けを制限させていただきます。

(注1) 車両保険における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。詳しくは、P.9「重要事項説明書の補足事項(1)」をご参照ください。

(注2) 車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額のお支払いとなります。

(注3) この特約による保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去などに要する費用を負担しません。

オ.「ファミリーバイク特約」

記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます。)による事故で他人を死傷させ、もしくは他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合の対人もしくは対物事故、または原動機付自転車に搭乗中の自損事故について保険金をお支払いする特約です。

カ.「搭乗者傷害保険の医療保険金定額払特約(1万円・10万円)」^{二輪・原付の場合のみ}

搭乗者傷害保険の医療保険金を「定額払」とする特約です。二輪・原付の場合で搭乗者傷害保険をセットするときに自動セットされます。入院日数が4日以内の場合は1万円、5日以上の場合は10万円を医療保険金としてお支払いいたします。

④ 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報 2 契約締結前におけるご確認事項(4) 補償の重複に関するご注意

下表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われないことがあります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認ください。^(注1)

補償の重複が生じる可能性のある補償・特約	補償の重複に関するご注意		
	人身傷害補償特約 ^(注2)	日常生活賠償責任保険特約(示談交渉付)	ファミリーバイク特約
弁護士費用等補償特約	EV充電設備補償特約 ^(注3)	携行品損害補償特約	

(注1) 重複を避けるために1つのご契約のみに特約をセットした場合、その保険契約を解約したときや家族状況の変化(同居から別居への変更など)があった際に、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

(注2) どちらか一方の保険契約が、人身傷害補償特約(搭乗中のみ補償)の場合は補償は重複しません。

(注3) 建物の火災保険と補償が重複することがありますので、ご契約にあたっては十分にご確認ください。

⑤ 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものとあらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、ホームページ上の申込画面または保険申込書などの保険金額欄および普通保険約款・特約をご確認ください。

⑥ お取り扱いの範囲 契約概要 2 契約締結前におけるご確認事項(5) お取り扱いの範囲

「アクサダイレクト総合自動車保険」にてお引き受けできる保険契約者・記名被保険者・対象とするお車などの条件は以下のとおりです。ただし、以下に該当する場合であっても、ご契約条件や前契約の等級・事故件数、事故の内容などにより契約内容に制限を加えさせていただくことやご契約をお引き受けできないこと、また、保険期間中の変更をお引き受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お車の所有者に関する条件は、当社ホームページの「お取り扱い範囲」をご確認ください。

保険契約者 ^(注1)	記名被保険者	対象とするお車 ^(注2)
個人かつ ノンフリート契約者	次のうち、ご契約のお車を主に運転される方 a. 保険契約者 b. a.の配偶者 c. a.またはb.の同居の親族 d. a.またはb.の別居の未婚の子	用途車種が自家用8車種 および二輪・原付
法人かつ ノンフリート契約者	保険契約者と同一の法人	用途車種が自家用8車種

(注1) フリート契約者(所有かつ使用する自動車の総契約台数が10台以上ある契約者)または前契約にフリート契約者料率が適用されている場合は、お引き受けできません。

(注2) 対象とするお車に該当する場合でも、当社が定めるお車(スポーツカー、高級車など)や改造車などはご契約内容に制限を加えさせていただくことやお引き受けできないことがあります。また、発売直後の新型のお車、型式不明車など当社がデータを保有していないお車や有償で人または貨物を輸送するお車(道路運送法に基づく有償運送許可を受けた自家用自動車を除きます。)などはお引き受けできません。

⑦補償される運転者の範囲 **契約概要** **注意喚起情報**

運転者限定特約および運転者年齢条件特約の設定により、補償される運転者の範囲を限定することができます。なお、運転者の範囲は保険期間中に変更可能ですので、保険期間中に運転される方の年齢や範囲が変わった場合などは、必要に応じて見直しを行ってください。

ア.運転者限定特約

運転者の範囲を記名被保険者とその配偶者に限定することができます(本人・配偶者型)。この特約により、限定された方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。なお、ご契約のお車の用途車種が二輪・原付の場合および記名被保険者が法人の場合は、この特約をセットできません。

イ.運転者年齢条件特約

「21歳以上補償」、「26歳以上補償」、「30歳以上補償」より設定できます。この特約により、年齢条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

【記名被保険者が個人の場合】

範囲を限定する特約		運転者		a	b	c	d
		記名被保険者		aの配偶者	aまたはbの同居の親族	a~c以外の方(別居の親族、友人・知人など)	
運転者限定特約	なし	○	○	○	○	○	
	本人・配偶者型	○	○	補償されません			
運転者年齢条件特約		← 年齢条件を適用します →				年齢条件を適用しません	

【記名被保険者が法人の場合】

- ご契約のお車を運転するすべての方に運転者年齢条件が適用されます。
- ご契約のお車を運転する最も若い方の年齢に応じて年齢条件を選択してください。

⑧保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間	1年間(1年超の長期契約や1年未満の短期契約はお取り扱いしていません。)
補償の開始	保険始期日の午後4時(保険証券 ^(注) または保険契約継続証にこれと異なる記載がある場合は、その時刻となります。)
補償の終了	保険満期日の午後4時

(注)「保険証券等の不発行に関する特約」をセットされている場合は、当社ホームページ上のお客さま専用ページの契約内容確認画面に読み替え願います。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法など

①保険料の決定の仕組み **契約概要** **2 契約締結前におけるご確認事項(7)保険料の決定の仕組みと払込方法など**

保険料は、主に次の要素から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、ホームページ上の申込画面または保険申込書などの保険料欄でご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	1~20等級の区分によって保険料が割引・割増される制度です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数などにより、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。初めて契約する場合は、等級は6等級(S)となり、事故有係数適用期間は0年となります。
料率クラス制度	自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車については、お車の型式ごとの事故発生状況などに基き決定された料率クラスを適用いたします。料率クラスは、補償種目ごと(車両、対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害、人身傷害)に17段階(自家用軽四輪乗用車は3段階)あり、数値が大きいほど保険料が高くなります。型式別料率クラスは、直近の事故発生状況を反映し、より適かつ公平な保険料負担とするために、毎年1回見直しを行います。 自家用二輪自動車については、道路運送車両法施行規則に定める二輪自動車の種別に応じた料率クラスを適用いたします。軽二輪自動車の場合は料率クラスA、小型二輪自動車の場合は料率クラスBとします。
用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色などに基き当社が定めた区分によって保険料が異なります。
初度登録(検査)年月	ご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して保険始期日の属する月までの期間(車齢)によって保険料が異なります。 (注)二輪・原付の場合は保険料の決定の要素となりません。
使用目的	ご契約のお車の主な使用目的によって保険料が異なります。
年間予想最大走行距離	年間に走行する距離の予想最大値により保険料が異なります。
記名被保険者の年齢	記名被保険者が個人の場合は、保険始期日における記名被保険者の年齢に応じて保険料が異なります。
記名被保険者の住所	記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者のお住まいの地域により保険料が異なります。
お車の保管場所	記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車の保管場所の地域により保険料が異なります。
記名被保険者の運転免許証の色	記名被保険者が個人の場合は、運転免許証の色により保険料が異なります。
インターネット割引	所定のウェブサイトでお見積りをした契約に適用されます。インターネット割引には、新規のご契約の場合に適用されるインターネット割引(新規)と継続契約の場合に適用されるインターネット継続割引があります。
複数所有新規割引	記名被保険者が個人の場合で、2台目以降のお車を新たに取得され、初めて自動車保険をご契約いただく際に、すでに保有しているお車の保険契約の等級が11等級以上であることなどの所定の条件を満たしているときは、7等級(S)が適用されます。 (注)二輪・原付の場合は適用されません。
その他の割引制度	ご契約条件等によって、各種割引が適用されます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">お客さまページ 複数契約割引</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">無事故割引</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">EV割引</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">ASV割引</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">子育て応援割引 (乳幼児同乗割引)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px;">20等級継続割引</div> </div>

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報** **2 契約締結前におけるご確認事項(7)保険料の決定の仕組みと払込方法など**

次のような保険料の払込方法があります。保険期間が始まった後でも、当社が保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。ただし、特約により保険期間開始後に保険料の払込期日が設定されている場合を除きます。
なお、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。自家用二輪自動車のご契約は「一括払」または「分割12回払(クレジットカード払)」、原動機付自転車のご契約は「一括払」のみ^(注1)のお取扱いになります。

払込回数	払込方法	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	預貯金口座振替
	一括払	○	○	×
分割10回払 ^(注2) ^(注3)	第1回分割保険料	×	(一部の継続契約 ○) ^(注4)	×
	第2回目以降分割保険料	×	×	(一部の継続契約 ○) ^(注4)
分割12回払 ^(注2)	第1回分割保険料	○	×	(一部の継続契約 ○) ^(注5)
	第2回目以降分割保険料	○	×	(一部の継続契約 ○) ^(注5)

^(注1) 保険料分割払特約がセットされた当社契約の継続契約については、この限りではありません。

^(注2) 「一括払」と比べて割増となります。

^(注3) 記名被保険者が法人の場合は、「分割10回払」のお取扱いはありません。

^(注4) 前契約が預貯金口座振替による分割払契約で、かつ「保険契約の自動継続に関する特約」が適用とならない場合のみ、翌年の継続契約は「分割10回払」となり、第1回分割保険料はコンビニエンスストア払となります。

^(注5) 前契約が預貯金口座振替による分割払契約で、かつ「保険契約の自動継続に関する特約」によりご契約が自動継続される場合のみ、翌年の継続契約は、「預貯金口座振替による分割12回払」となり、第1回分割保険料より預貯金口座振替となります。

③保険料の払込猶予期間などの取扱い **注意喚起情報**

ア. 保険料は、所定の払込期日^(注1)までにお支払いください。払込期日までに保険料をお支払いいただかなかった場合で、払込期日後1か月を経過しても保険料をお支払いいただかなかったときは、最初にお支払いいただかなかった払込期日の翌日以降^(注2)に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、保険契約を解除する場合がありますので十分ご注意ください。

イ. 保険料を分割してお支払いいただく場合に次のような理由で第2回目以降の保険料を払込期日にお支払いいただかなかったときは、翌月の払込期日までに2回分の保険料をお支払いいただく必要があります。

● 預貯金口座振替とした場合で残高不足・口座解約等により所定の払込期日^(注3)に振替ができなかったとき

● クレジットカード払とした場合でクレジットカードの解約等により当社が有効性等の確認をできなかったとき

^(注1) ここでいう払込期日とは、分割払契約の第2回目以降の保険料および自動継続となる継続契約の第1回分割保険料の場合の保険証券^(注4)記載の払込期日をいいます。自動継続となる継続契約の保険料を一括でお支払いいただく場合は、継続前契約の保険期間の末日の前日をいいます。

^(注2) 自動継続となる継続契約の第1回分割保険料の場合は、継続契約の保険始期日以降とします。

^(注3) 毎月27日とします。払込期日が金融機関の休業日の場合は翌営業日にお振替します。

^(注4) 保険契約継続証を含みます。なお、「保険証券等の不発行に関する特約」をセットしている場合は当社ホームページ上のお客さま専用ページの契約内容確認画面とします。

(4)満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報** **3 契約締結時におけるご注意事項(1)告知事項**

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知事項(危険に関する事項として当社が告知を求めるもの)について事実を正確に申告いただく告知義務があります。告知事項は、保険申込書・通知書およびホームページ上の申込画面では★印が付された項目となります。告知事項が事実と相違している場合や事実が記載されていない場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので正確に申告してください。

【主な告知事項】

記名被保険者の基本情報	記名被保険者の個人・法人区分/氏名または法人名称/生年月日 ^(注) /住所(居住地) ^(注) をお知らせください。 ^(注) 記名被保険者が個人の場合								
記名被保険者の運転免許証の色(記名被保険者が個人の場合のみ)	保険始期日時点の記名被保険者の運転免許証の色をお知らせください。なお、免許更新手続き期間中に保険始期日があり、次のいずれかに該当する場合には、運転免許証の色がブルーでもゴールド(グリーンの場合はブルー)とみなしますので、ご申告の際にご確認ください。 ア. 免許を更新すればゴールド免許またはブルー免許となるが、保険始期日時点で免許を更新していない場合 イ. 免許を更新しなければゴールド免許を保有していたが、保険始期日時点で免許を更新していた場合								
ご契約のお車の基本情報	ご契約のお車の車名/型式/初度登録(検査)年月/AEBの有無 ^(注1) /車台番号/登録番号/用途車種/総排気量区分・定格出力区分 ^(注2) /車両所有者/ご契約のお車の保管場所 ^(注3) などをお知らせください。 ^(注1) 所定の条件を満たす自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合 ^(注2) 二輪・原付の場合 ^(注3) 記名被保険者が法人の場合								
ご契約のお車の使用目的	ご契約のお車の主な使用目的は、下表の3つに区分されます。該当する使用目的をお知らせください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務用</td> <td>年間^(注1)を通じて平均月15日以上、業務に使用される場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学^(注2)用</td> <td>業務用に該当せず、年間^(注1)を通じて平均月15日以上、通勤・通学^(注2)に使用される場合(最寄駅への送迎を含みます)</td> </tr> <tr> <td>日常レジャー用</td> <td>上記のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table> ^(注1) 「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。ただし、保険期間の途中で使用目的を変更する場合は、その時点から1年間とします。 ^(注2) 「通学」とは、学校への登下校(送迎を含みます。)をいいます。ただし、学校教育法に定めのない保育園(保育所)、介護ケアセンターなどへの送迎は、「通学」とはみなしませんのでご注意ください。	使用目的	基準	業務用	年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、業務に使用される場合	通勤・通学 ^(注2) 用	業務用に該当せず、年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、通勤・通学 ^(注2) に使用される場合(最寄駅への送迎を含みます)	日常レジャー用	上記のいずれにも該当しない場合
使用目的	基準								
業務用	年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、業務に使用される場合								
通勤・通学 ^(注2) 用	業務用に該当せず、年間 ^(注1) を通じて平均月15日以上、通勤・通学 ^(注2) に使用される場合(最寄駅への送迎を含みます)								
日常レジャー用	上記のいずれにも該当しない場合								
ご契約のお車への乳幼児児童同乗の有無(記名被保険者が個人で自家用8車種の場合のみ)	同居の乳児・幼児・児童 ^(注) との移動のために、年間を通じて平均月2日以上、ご契約のお車を使用するかどうかをお知らせください。 ^(注) 保険始期日時点において、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族で、満13歳未満のお子さまをいいます。								

前契約／他契約内容など	前契約の始期日／満期日(または解約日・解除日)／ノンフリート等級／事故有係数適用期間／事故歴などをお知らせください。											
ご契約のお車の 年間予想最大走行距離	年間走行距離の予想最大値を以下の区分からお知らせください。											
	【自家用8車種の場合】						【二輪・原付の場合】					
	区 分	1,000km未満	1,000km以上 3,000km未満	3,000km以上 5,000km未満	5,000km以上 7,000km未満		区 分	1,000km未満	1,000km以上 2,000km未満	2,000km以上 3,000km未満	3,000km以上 4,000km未満	
		7,000km以上 10,000km未満	10,000km以上 15,000km未満	15,000km以上 20,000km未満	20,000km以上			4,000km以上 5,000km未満	5,000km以上 6,000km未満	6,000km以上 7,000km未満	7,000km以上 8,000km未満	
							8,000km以上 9,000km未満	9,000km以上 10,000km未満	10,000km以上			

(2)クーリングオフ 注意喚起情報

「アクサダイレクト総合自動車保険」は、クーリングオフの対象外となっています。あらかじめご了承ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務など 注意喚起情報

①通知義務と通知事項 📖 4 契約締結後におけるご注意事項(1)通知義務と通知事項

ご契約の締結後に、次の事実が発生した場合は、遅滞なく当社にご通知ください。ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。なお、ご通知があってもご契約のお車の用途車種が当社の保険引受の範囲外となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

- ア.ご契約のお車の用途車種または登録番号(車両番号、標識番号)が変更となるとき
- イ.ご契約のお車のAEBの有無^(注)を変更したとき
- ウ.記名被保険者が個人の場合は、住所(居住地)が変更となるとき
- エ.記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車の保管場所が変更となるとき
- オ.ご契約のお車の使用目的が変更となるとき
- カ.ご契約のお車の予想最大走行距離区分が変更となるとき
- キ.前契約の事故件数に変更があったとき

(注)所定の条件を満たす自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合

②ご契約内容の変更が必要な場合 📖 4 契約締結後におけるご注意事項(2)ご契約内容の変更が必要な場合

●ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更などが必要となります。あらかじめ当社にご通知ください。なお、変更内容によってはお引き受けできないことがあります。^(注)

- ア.ご契約のお車を譲渡するとき
- イ.お車の買替えなどにより、ご契約のお車を入替するとき
- ウ.記名被保険者を変更するとき
- エ.運転者の範囲(運転者限定特約または運転者年齢条件特約の内容)を変更するとき
- オ.上記のほか、特約の追加などご契約条件を変更するとき

(注)お車の入替を伴わない場合、次の変更はお引き受けできません。

- 車両保険を追加すること
- [車対車+A]車両保険から一般車両保険へ変更すること
- 免責金額を増額方式[0万-10万]へ変更すること

●転居などにより保険契約者の住所やご登録の通知先(電話番号やメールアドレス)が変更となる場合は、遅滞なく当社にご連絡ください。

(2)保険契約の自動継続に関する特約について 📖 4 契約締結後におけるご注意事項(4)保険契約の継続について

「アクサダイレクト総合自動車保険」には、ご継続忘れなどを防止するために「保険契約の自動継続に関する特約」がセットされます。^(注1)「継続意思確認日」(満期日の属する月の前月10日)までにお客さままたは当社からご契約を継続しない旨の意思表示がない場合、保険契約は満期日と同一の条件で自動継続^(注2)されます。なお、ご契約内容の変更をご希望の場合は、別途お手続きが必要となります。また、ご契約条件や事故歴などにより、自動継続できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(注1)記名被保険者が法人の場合はセットされません。

(注2)車両保険の保険金額、免責金額または特約が追加・削除されるなど一部ご契約内容が変更となる場合があります。また、当社が、保険約款・保険引受に関する制度または保険料率を改定した場合には、改定した内容が適用されます。

(3)解約返戻金 📖 4 契約締結後におけるご注意事項(5)ご契約の変更・解約

ご契約を解約される場合は速やかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の解約に際し、保険期間の初日から解約日までの既経過期間の保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料の払込状況によっては、追加で保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級は継承されませんのでご注意ください。

(4)ご契約の中断制度 📖 4 契約締結後におけるご注意事項(6)ご契約の中断制度

保険契約を継続されない場合または解約した場合、その保険契約の等級は次契約に継承されません。ただし、次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中断日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から5年以内(ウ.の場合は3年以内)に中断証明書の発行をお申出いただくことにより、等級を継承することができます。

- ア.保険期間の途中でご契約のお車を手放した場合
- イ.記名被保険者が長期的に海外渡航などをされる場合
- ウ.記名被保険者が妊娠され、一時的に二輪・原付を運転されない場合

(5)前契約のご申告内容 **注意喚起情報** 6 ノンフリート等級別料率制度 (4)前契約のご申告内容

当社ではノンフリート等級別料率制度の適切な運用を図るため、情報交換制度により保険会社間で記名被保険者、等級、事故件数、事故有係数適用期間、保険期間等の確認を行います。(情報交換制度による確認は、一定の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。)保険会社間で確認した内容とご契約の内容に相違があった場合は、保険始期日に遡りご契約内容を訂正し、保険料を追加または返還させていただくことがあります。

(6)保険料に追加が生じた場合 **注意喚起情報**

上記(1)または(5)などに伴うご契約内容の変更・訂正によって保険料の追加が生じた場合で、所定の期日までに追加保険料をお支払いいただけないときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがありますのでご注意ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

当社の取扱代理店は、原則として、契約締結の媒介を行っており、保険契約の締結、保険料の領収および領収証の交付、告知の受領などの代理権を有しておりません。

(2)保険会社破綻時などの取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金などは80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3)個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

①当社ではお客さまのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客さまの情報を収集させていただいており、主に次の目的のために利用します。また、利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、ホームページ等により公表します。

- ア. ご本人かどうかの確認
 - イ. 損害保険契約の見積、引受、維持、管理
 - ウ. 適正な保険金、給付金の支払
 - エ. 当社および関連会社、提携会社などの各種商品・サービスの案内、提供(注)、管理
 - オ. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (注)お客さまの取引履歴や閲覧履歴等から取得した情報等の分析に基づく各種商品・サービスに関する広告等の配信等を含みます。

②当社は、保険契約の引受リスクを適切に分散するために、再保険(再々保険以降の出再を含みます。以下「再保険」)の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する個人情報など再保険の引受、維持・管理、保険金等の支払いに必要な個人データを国内外の再保険会社に対し提供することがあります。

③当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に開示・提供することはありません。

- ア. 法令に基づく場合のほか、個人情報保護法によりお客さまの同意を得ないでお客さまの個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- イ. 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ウ. 当社関連会社との間で共同利用する場合
- エ. 損害保険会社間などで共同利用する場合

④当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを

外部に委託する場合があります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

⑤当社および当社関連会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で個人データを共同利用することがあります。

⑥当社は、保険制度の健全な運営を確保し、不正な保険金請求を防止するため、また、自賠責保険の適正な支払等のために、他の損害保険会社・共済、一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 日本少額短期保険協会および損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

※詳しくは、当社ホームページの「プライバシーポリシー」をご確認ください。
(https://www.axa-direct.co.jp/privacy_policy/)

(4)継続契約について

4 契約締結後におけるご注意事項 (4) 保険契約の継続について

<継続契約の保険料について>

ご契約条件の変更や記名被保険者の年齢の進行、車齢の進行、型式別料率クラスの見直し、あるいは保険料率水準の検証結果による保険料率の見直しにより、1年間無事故の場合でも継続契約の保険料が前年に比べて高くなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<継続契約のお引き受け>

当社からご依頼するお手続きが行われない場合は、継続契約をお引き受けできないことがあります。また、前契約の保険期間中における事故の件数や内容、保険料の不払い、ご契約のお車の入替、その他のご契約内容の変更など、お客さまの諸条件によっては、継続契約の補償内容を制限させていただく場合や、継続契約をお引き受けできない場合があります。

(5)事故や故障などのトラブルが発生した場合

5 事故が起こった場合には

事故や故障の際には、事故受付・ロードサービスセンターへご連絡ください。保険金請求の場合には、普通保険約款および特約に定める書類のほか、「アクサダイレクト総合自動車保険 ご契約のしおり/普通保険約款・特約」に記載の書類をご提出いただくことがございます。

(注)事故にあわれた際の示談交渉サービスについては、P.9「重要事項説明書の補足事項(4)」をご参照ください。

■AXAプレミアムロードサービス

「アクサダイレクト総合自動車保険」には、すべてのご契約にAXAプレミアムロードサービスがセットされています。サービスの詳細はご契約後にお届けするサービスガイドや当社ホームページなどでご確認ください。

<主なサービス>

- バッテリー上がり、ガス欠などの際のロードサイドサービス
- レッカーサービス
- 帰宅費用・宿泊費用のサポートサービス など

お問い合わせ、お申し込み手続き、ご契約内容変更手続きなど

カスタマー サービスセンター	新規のお客さま 専用	0120-577-544 (通話料無料)
	ご契約者さま 専用	0120-193-877 (通話料無料)

受付時間: [月-金] 9:00~18:00
[土・日・祝日] 9:00~17:00

※一部のご契約内容変更手続きは、当社ホームページでもお手続き可能です。
※電話番号のお掛け間違いが多発しておりますので、番号をよくお確かめのうえお掛けください。

事故の受付、自動車トラブルが起こった場合

事故受付・ロード サービスセンター	0120-699-644 (通話料無料)
----------------------	----------------------

受付時間: 24時間365日

当社へのご相談・苦情

お客さま相談室	0120-449-669 (通話料無料)
---------	----------------------

9:00~17:00(土・日・祝日を除きます)

保険会社との間で問題が解決できない場合

<指定紛争解決機関> **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))
----------------------------------	---------------------------

受付時間: [平日] 9:15~17:00
(土・日・祝日・年末年始などを除きます)

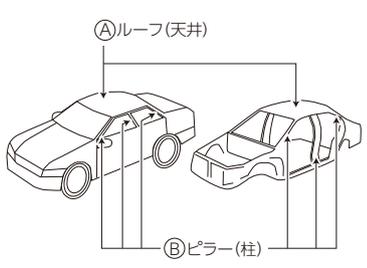
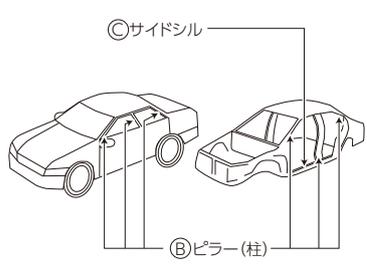
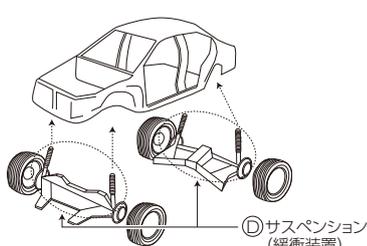
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

アクサ損害保険株式会社
〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13 偕楽ビル
<https://www.axa-direct.co.jp/>

重要事項説明書の補足事項

(1)地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約における全損の定義

この特約における全損とは、ご契約のお車の損害の状態が、約款に定める基準(以下①～⑧)に該当する場合をいいます。

①「車体上部」損傷の場合	②「車体側部」損傷の場合	③「車体底部」損傷の場合
<p>以下の条件をすべて満たす場合をいいます。</p> <p>ア. ルーフ(下図(A))の著しい損傷(注)</p> <p>イ. 3本以上のピラー(下図(B))の折損、断裂またはこれと同程度の損傷</p> <p>ウ. 前面ガラスの損傷、後面ガラスの損傷および左右のいずれかのドアガラスの損傷</p> 	<p>以下の条件をすべて満たす場合をいいます。</p> <p>ア. 2本以上のサイドシル(下図(C))の折損、断裂またはこれと同程度の損傷</p> <p>イ. サイドシル(下図(C))の折損、断裂またはこれと同程度の損傷</p> <p>ウ. 座席の著しい損傷(注)</p> 	<p>以下のいずれかの損傷が生じ、自力で走行できない場合をいいます。</p> <p>ア. 前または後の左右双方のサスペンション(下図(D))およびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷(注)</p> <p>イ. 前または後の左右双方のサスペンション(下図(D))および車体底部の著しい損傷(注)</p> 
④「原動機(エンジン)」損傷の場合	⑤流失または埋没し発見されなかった場合	
以下のいずれかの場合をいいます。	⑥運転者席の座面を超える浸水を被った場合	
ア. 原動機のシリンダーに 著しい損傷 (注)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合	⑦全焼した場合	
イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に 著しい損傷 (注)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合	⑧①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき	

(注) 著しい損傷とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修で原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

(2)搭乗者傷害保険の医療保険金支払額について

ご契約のお車の用途車種によって下表のとおり医療保険金をお支払いします。

【家用8車種の場合】

入院した治療日数(注)の合計	医療保険金の額
4日以内の場合	1万円
5日以上の場合	部位・症状に応じて10万円・30万円・50万円・100万円のいずれか

(注) 事故の発生日からその日を含めて180日以内の実治療日数に限りま。

【二輪・原付の場合】

入院した治療日数(注)の合計	医療保険金の額
4日以内の場合	1万円
5日以上の場合	10万円

(3)ASV割引について

AEBが装着されている家用(普通・小型・軽四輪)乗用車(注1)で、かつ、保険始期日が以下の適用対象期間内にある場合に、対人・対物賠償保険、搭乗者傷害保険、車両保険および人身傷害補償特約などの保険料を割引きます。(注2)

適用対象期間
<p>■型式が発売された年度に3を加算した年(暦年)の12月末日までの期間(注3)をASV割引の適用対象期間とします。適用対象期間後(型式の発売から約3年経過後)、ASV割引は適用されなくなりますのでご注意ください。</p> <p>■ご契約のお車の型式が「適用対象期間」に該当するかどうかは、損害保険料率算出機構のHP (https://www.giroj.or.jp/)の「型式別料率クラス検索」でご確認いただけます。</p>

(注1) 総排気量などにより料率クラスを適用する一部の改造車などについては割引の対象外となります。

(注2) ご契約のお車のAEB装着の有無をお客さまにご申告いただき、「一般財団法人自動車検査登録情報協会」内に設置された「ASV情報データベース」等でAEBが装着されている事実が確認できた場合に、ASV割引を適用します。

(注3) 【例】 ■型式発売年月が2015年4月の場合
 ⇒保険始期日が2018年12月31日までのご契約がASV割引の対象となります。
 ■型式発売年月が2017年1月の場合
 ⇒保険始期日が2019年12月31日*までのご契約がASV割引の対象となります。
 *型式発売年月が「2016年度」であるため、これに3を加算した年(暦年)である2019年12月31日となります。

(4)示談交渉サービスについて

対人・対物賠償事故および日常生活賠償事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、当社は、被保険者のために示談交渉を当社の費用により行います。この場合、当社の選任した弁護士が相手方との交渉にあたる場合があります。ただし、次の場合には、当社による示談交渉はできませんのでご注意ください。

示談交渉ができない主な場合	
対人・対物賠償保険 日常生活賠償保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ■保険金をお支払いすることができない事故(事故の過失割合が相手方100%の事故など) ■事故の相手方が当社と交渉することを拒んだ場合 ■被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒んだ場合
対物賠償保険 日常生活賠償保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ■損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故
対人賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> ■ご契約のお車に自賠責保険などが付いていない場合の対人事故 ■損害賠償額が明らかに自賠責保険などの支払限度額内で納まる対人事故

(注) お客さまに責任のない「被害事故」の場合、保険会社がお客さまに代わって示談交渉をすることができません。「弁護士費用等補償特約」をセットすることで「被害事故」などの際、弁護士に委任したときの費用などを補償することができます。

お客さま情報とご意向の確認（特に重要）

以下のチェック項目は、ご契約の際に特にご注意ください項目です。保険金のお支払いにかかわる重要な項目となりますので、告知いただいた情報に誤りがないかどうか、お申込内容がお客さまのご意向に沿ったものかどうか、十分にご確認ください。

CHECK I 記名被保険者について

- 「記名被保険者」は正しく設定されていますか？

「記名被保険者」は、対人・対物賠償保険や人身傷害補償特約の補償される方の範囲を決める重要な項目です。「ご契約のお車を主に運転される方（法人の場合は、その法人）」を「記名被保険者」に設定します。

- 記名被保険者が個人の場合、記名被保険者の「生年月日」、「居住地」、「運転免許証の色」は正しく申告されていますか？

各項目は保険料算出にかかわる重要な事項です。

CHECK II ご契約のお車について

- ご契約のお車の情報（「型式」、「初度登録（検査）年月」、「登録番号（ナンバー）」、「車台番号」、「車両所有者」等）は正しく申告されていますか？

各項目は保険料算出およびお引き受けの可否判断にかかわる重要な事項です。

- ご契約のお車の「使用目的」、「年間予想最大走行距離」は正しく設定されていますか？

P.6～P.7【主な告知事項】をご確認いただき、適切に設定してください。

CHECK III 前契約のノンフリート等級・事故件数など

- 前契約がある場合、前契約の情報（「ノンフリート等級」、「事故有係数適用期間」、「事故件数」等）は正しく申告されていますか？

ご契約後、保険会社・共済間で情報交換制度を介して、前契約情報の確認をさせていただきます。ご申告内容と事実が異なる場合はご契約を解除させていただくことがあります。

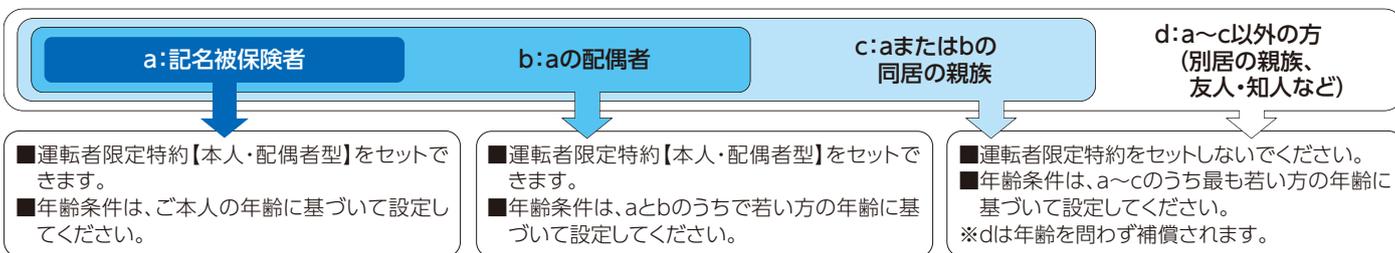
CHECK IV 補償内容について

- 「運転者の範囲」は正しく設定されていますか？

運転者の範囲を限定することで、適切な保険料とすることができます。以下の設定方法をご確認いただき、適切に運転者の範囲を設定してください。なお、設定した運転者の範囲外の方が運転した場合には保険金が支払われませんのでご注意ください。

【記名被保険者が個人の場合の設定方法】

ご契約のお車を運転する予定の方すべてを囲んでいる矢印を下に進んで、運転者限定の範囲および運転者年齢条件をご確認ください。



【記名被保険者が法人の場合の設定方法】

ご契約のお車を運転するすべての方に運転者年齢条件が適用されます。運転する予定の方のうち、最も若い方の年齢に応じて年齢条件を設定してください。

- 「車両保険」のご契約のタイプはご希望に沿ったものですか？

車両保険には、「一般車両保険」と「車対車+A」車両保険の2つのタイプがあり、補償範囲が異なります。P.4の表<車両保険のご契約タイプと補償範囲>で十分にご確認ください。

- 車両保険の「免責金額」はご希望に沿った内容ですか？

免責金額の設定方式等は、P.3の「②免責金額」をご確認ください。

- 「人身傷害補償特約」のご契約のタイプはご希望に沿ったものですか？

当社の人身傷害補償特約には、「人身傷害補償特約」と「人身傷害搭乗中のみ補償特約」の2つのタイプがあり、補償内容が異なります。

P.4の表<人身傷害補償のご契約タイプと補償範囲>で十分にご確認ください。

- 他のご契約との「補償の重複」はご希望に沿ったものですか？

「人身傷害補償特約」、「弁護士費用等補償特約」、「日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）」、「ファミリーバイク特約」、「携行品損害補償特約」または「EV充電設備補償特約」を複数ご契約の場合、補償範囲が重複していることがあります。詳しくはP.4「④補償の重複に関するご注意」をご確認ください。

お見積り内容やご契約内容について、ご不明な点やご質問がございましたら、P.8に記載の当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。